

令和6年度第3回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年6月17日（月）午後3時15分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第3回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名
1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
4番 大内 将 5番 加藤 不二夫 6番 影山 忠夫
7番 内藤 保次 8番 門馬 稔治 9番 小林 孝
10番 新田 俊男 11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇
13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員
なし
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第8号 三春町農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員について
議案第9号 現況確認証明申請について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
5番 加藤 不二夫 委員 6番 影山 忠夫 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第8号 三春町農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員について

議長： 「議案第8号 三春町農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局：

事務局説明

議長： ただ今の事務局の説明について、質疑を求めます。

一同： 質疑なし

議長： 質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。
中郷地区の委員は1名減になりますが、協力し合いながら、よろしく願いいたします。

議案第9号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第9号 現況確認証明申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、岩江小学校から西へ200mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした6番影山委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 6番 影山忠夫 委員、現地調査報告

委員： 5月29日午後3時から、内藤委員、増子推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、約1m程度の雑草が茂っており、雑木も生えている状況でした。そのため今後、農地として復元し農業を再開することは困難であると見受けられるため、非農地証明の対象とされます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、鷹巣地内そば遊膳たむらやから南西へ500mのところでは、

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした10番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 新田俊男 委員、現地調査報告

委員： 6月7日午前9時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、昨年度まで作付された様子であり、草刈り等が行われ適切に管理されていることから、許可することに異議は無いものと思われま。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第11号 三春町農用地利用集積計画について

議長： 「議案第11号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

なお、こちらの議題については8番門馬委員に関わる議案となっていますので、門馬委員は退出願います。

それでは事務局の説明を求めます。

- 事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。
- 事務局： (議案朗読)
- 議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし。
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。
- 議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第3回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和6年度第3回三春町農業委員会を午後3時28分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 橋本正亀

5番委員 加藤不二夫

6番委員 影山忠夫

10 その他

事務局長： 議事が終了いたしましたので、その他の件に入ります。

(1) 次回農業委員会委員会日程

事務局長： 続いて、次回の総会日程を事務局から説明させます。

次長： 次回農業委員会は、7月16日（火）午後3時30分にここ大会議室で開催したいと思います。
次回は会議終了後に農地パトロールの説明会を行いますので、推進委員も参集したいと思います。

事務局長： よろしいでしょうか。何もなかったら、次回は、7月16日（火）午後3時30分から、ここ、大会議室で行います。

事務局長： ほかに質問、意見などありましたらお願いします。

6番委員： 来年度以降、農地法等の改正により、農業関係の体制が大きく変わりますが、農業委員会の総会等について何か変更はありますか。

事務局： 特にこの体制については変更はありません。

事務局長： その他に質問などありますか。

一同： 質問、意見等なし。

6 閉会

事務局長： ないようでしたら、本日の農業委員会を閉会いたします。お世話になりました。